

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 長期保有株の少額譲渡益非課税制度

Q : 緊急経済対策の具体的な税制措置が決定したそうですが、内容を教えてください。

A : 1年超保有株の譲渡益は10月以降100万円まで非課税とする制度の創設などの措置が決定しました。

【解説】

自民・公明・保守の与党三党は、緊急経済対策に盛り込まれた税制上の具体的な措置を決定しました。

与党三党が実施の方向で合意に達したのは、主に証券税制に関するもので、①長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度の創設等、②金庫株解禁に伴うみなし配当等の整備、③上場型株式投資信託（ETF）に関する税制の整備、④いわゆる老人マル優の対象となる株式投資信託の拡大の4項目です。

このうち特に注目される①長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度は、順調なら今年10月1日からの適用となる見込みで、具体的には、平成13年10月1日から平成15年3月31日までの間に、所有期間が1年を超える上場株式及び店頭登録株式を証券会社等を通じて譲渡した場合には、確定申告による申告分離課税の下で、その譲渡をした年分のその譲渡に係る譲渡所得金額から100万円の特別控除を行うこととするものです。したがって、源泉分離課税制度を選択した場合には、非課税措置の適用は受けられません。

なお、居住用財産の譲渡損失の繰越控除などの土地税制や流通税等については、引き続き検討することとされています。

